

栄養強化目的で使用了た添加物の表示について

令和 7 年 1 月
消費者庁食品表示課

栄養強化目的で使用了た添加物の表示に関する規定

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条（横断的義務表示）第1項の規定により、栄養強化目的で使用了た食品添加物は、その表示が不要とされている（特別用途食品及び機能性表示食品を除く）。ただし、食品表示基準別表第4に規定する食品は表示が必要とされている※。

※栄養強化目的で使用了た食品添加物であっても表示が必要な食品（食品表示基準第3条第1項のただし書）

農産物漬物、ジャム類、乾めん類、即席めん、マカロニ類、ハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、ベーコン類、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、ウスターソース類、乾燥スープ、食用植物油脂、マーガリン類、調理冷凍食品、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、果実飲料、豆乳類

【栄養強化の目的で使用了たと認められる添加物の範囲（「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）で規定）】

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1に掲げる添加物のうちビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類、既存添加物及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもののうち強化剤用途で使用するもの。

食品衛生法上の整理（昭和62年 食品添加物表示検討会報告書より）

栄養強化のための食品添加物

栄養強化のために添加されるビタミン、ミネラル、アミノ酸等については、これを食品添加物として取り扱わない国が多く、FAO/WHOにおいても食品添加物の定義の中にこれを含めていない。ビタミン、ミネラル、アミノ酸等を栄養強化の目的で使用する場合は、その含有量の表示も重要であることから、調製粉乳の表示等特殊な事例を除き、別途栄養成分として取り扱うことが適当と考える。

しかし、ビタミン、ミネラル、アミノ酸等を栄養強化の目的以外に使用する場合にあっては、他の食品添加物と同一に取り扱うことが適当である。

食品添加物表示制度に関する検討会について

検討項目

- (1) 今後の食品添加物表示の在り方
- (2) その他

進め方及びスケジュール

食品添加物表示制度について、事業者による食品添加物に関する情報提供の実態や海外における食品添加物の表示制度等も参考に、事業者の実行可能性を確保しつつ、消費者が求める情報提供を可能とする制度設計の検討を進め、今年度末を目途に取りまとめを行う。

※令和2年3月31日に報告書を公表。

構成員

第1回検討会	平成31年4月18日
第2回検討会	令和元年5月30日
第3回検討会	令和元年6月27日
第4回検討会	令和元年8月29日
第5回検討会	令和元年9月20日
第6回検討会	令和元年11月1日
第7回検討会	令和元年12月19日
第8回検討会	令和2年1月27日
第9回検討会	令和2年2月27日

有田 芳子 主婦連合会 会長

稲見 成之 東京都 福祉保健局健康安全部 食品監視課長

上田 要一 一般社団法人 日本食品添加物協会 専務理事

浦郷 由季 一般社団法人 全国消費者団体連絡会
代表理事兼事務局長

大熊 茂 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会
事業部教育研修課 調査役

坂田 美陽子 公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会副代表

佐藤 恭子 国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部長

武石 徹 一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長

中垣 俊郎 京都府立医科大学 大学院医学研究科
医療レギュラトリーサイエンス学 教授 (座長代理)

西島 基弘 実践女子大学 名誉教授 (座長)

森田 満樹 消費生活コンサルタント

※役職は検討会当時のもの

「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」の概要

消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）を踏まえ、令和元年度に有識者による検討会を9回開催し、同年度末に報告書を取りまとめ、公表した。

現行制度の概要

○一括名、簡略名・類別名表示 / 用途名の表示

食品添加物は、物質名で表示する他、一部の添加物は、一括名等で表示が可能。

○無添加、不使用の表示

- ・消費者の誤認を招く無添加表示の存在
- ・具体的な表示禁止事項の解釈を示す通知が不明確。
- ・「人工甘味料」、「合成保存料」等の用語が無添加表示のためだけに使用。

○栄養強化目的で使用した添加物の表示

- ・一部の食品（ジャム類等）を除き、表示が不要。

○普及、啓発、消費者教育

- ・食品添加物やその表示に関し、消費者の理解が進んでいない。

今後の整理の方向性

物質名等で表示を求める消費者からの要望

- ・見やすさ、なじみがある、表示可能面積不足等から、**現行制度を維持。**
- ・使用した個々の物質や目的について、事業者が消費者へ自主的な情報提供を実施。

- ・表示禁止事項を明確化するため、**「無添加表示」に関するガイドラインを策定。**

- ・消費者の誤認を防止する観点から、**「人工」、「合成」の用語を削除。**

- ・消費者の分かりやすさの観点から、**原則全ての加工食品に表示する方向で検討。**

- ・事業者の影響等の調査や消費者委員会食品表示部会の「表示の全体像」も踏まえる必要。

- ・行政機関、消費者、事業者団体が連携し、対象とする世代に応じたアプローチを実施。

※赤枠囲いは、公表されている資料に今回追記

食品表示に関する消費者意向調査

問 食品の製造にあたり使用された添加物は原則として表示されますが、その中で、栄養強化の目的で使
用したビタミン、ミネラル、アミノ酸等の添加物は、一部の食品を除き、表示されないことがあります。
以下の例示をご覧ください、自身の考えに一番近いものを選んでください。（お答えは1つ）

現行の表示制度で表示した場合

名 称 チョコレート菓子
原材料名 チョコレート（乳成分・大豆を含む、国内
製造）、玄米フレーク、アーモンド、オレ
ンジピール、小麦パフ、乳糖
添加物 乳化剤（大豆由来）、甘味料（ステビア抽
出物）

栄養強化目的の添加物を全て表示した場合

名 称 チョコレート菓子
原材料名 チョコレート（乳成分・大豆を含む、国内
製造）、玄米フレーク、アーモンド、オレ
ンジピール、小麦パフ、乳糖
添加物 乳化剤（大豆由来）、甘味料（ステビア抽
出物）、ビタミンE、ビタミンB₂、リジン、
パントテン酸Ca、ピロリン酸鉄、水酸化
Mg

【選択肢】

- ① どのような目的であれ、添加物は購入時の参考にするため表示してほしい。
- ② 栄養強化目的の添加物が表示されていないと、栄養成分表を見るときに、元々の原材料に含まれる栄養成分が多いと誤解してしまうため表示してほしい。
- ③ 栄養強化目的で使用された添加物としてのビタミン類と、元々の原材料に含まれるビタミン等は同じ栄養成分であるため、添加物として表示されない食品があっても良い。
- ④ 全ての食品において表示されると表示が見にくくなるため、現在の一部の食品に限る表示で良い。
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤
令和3年度	36.7%	16.6%	14.3%	31.6%	0.8%
令和4年度	38.1%	16.8%	14.1%	30.0%	1.0%

5割を超える消費者が表示を望んでいる

栄養強化目的で使用了食品添加物の表示に関する実態調査

(注) 各問の合計については、回答が不明のものは除いて集計しているため、問毎に母数が変わる場合あり。

問1. 栄養強化目的で使用了食品添加物を含む加工食品を取り扱っていますか

	回答数	割合(%)		回答数	割合(%)
扱っている	164	30.4	表示義務※1 商品以外も扱う	122	22.6
			全て表示義務商品	42	7.8
扱っていない	376	69.6	ない	376	69.6
合計	540	100.0		540	

※1 スライド1「栄養強化目的で使用了食品添加物であっても表示が必要な食品」

問2. 栄養強化目的で使用了食品添加物を含む加工食品の品目※2

品目	回答数	割合(%)
他の飲料 (果実・野菜ジュース、炭酸飲料、乳酸菌飲料)	59	35.5
他の調理食品 (ハンバーグ、カツレツ、コロッケ、冷凍調理食品)	47	28.3
菓子類 (チョコレート、スナック菓子、ビスケットなど)	27	16.3
主食的調理食品 (弁当、おにぎり、調理パンなど)	19	11.4
乳製品 (ヨーグルト、バター、チーズ、粉ミルクなど)	13	7.8

※2 総務省統計局 家計調査 収支項目分類一覧 (2020年 (令和2年) 1月改定)

問3. 栄養強化目的で使用了食品添加物の表示はどの程度省略していますか

	回答数	割合 (%)
省略している商品はない	110	91.7
1～3割の商品で省略している	5	4.2
4～6割の商品で省略している	2	1.7
全ての商品で省略している	2	1.7
7～9割の商品で省略している	1	0.8
不明	2	—
合計	122	100.0

【省略品目】

・他の飲料
・菓子類
・魚肉練製品
など

問4. 栄養強化目的で使用了食品添加物の表示について省略している理由 (複数回答可)

	回答数
表示面積がないから	4
納品先から求められていないから	3
表示する食品添加物の数を少なくしたいから	2
その他 (自由記載)	2

自由記載抜粋

・委託先のブランドオーナーが決めている。

問5. 栄養強化目的で使用了食品添加物の表示について、全て表示することになった場合に問題点はありますか

	回答数	割合 (%)
問題はない	115	95.0
問題が生じる	6	5.0
不明	1	—
合計	122	100.0

問題が生じる理由抜粋

- ・一括表示枠内に収まらない。仕入れに係る規格書等の変更が生じる。
- ・表示の改版にコストが発生。流通先等の登録情報に修正作業が発生。
- ・商品全面に表示する製品が出る可能性もあり、注意すべき項目が分かりにくくなる。
- ・高齢者向けゼリー等は栄養強化目的の添加物の使用数が多いが、摂食量の少ない高齢者が食べきるため小容量で、表示面積が小さい。

「表示を省略している」のは回答数122のうち10社(8.3%)
表示をすることになっても「問題はない」と答えるのは115社 (95.0%)

食品表示基準の改正（案）

【概要】一般用加工食品の横断的義務表示における添加物の免除規定のうち、栄養強化の目的で使用されるものに関する記述を削除する。

【対象】食品表示基準第3条第1項、同基準別表第4、24

食品表示基準第3条第1項

食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（略）を販売する際（略）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第4の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

改正後

●食品表示基準第3条第1項

添加物	1. 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、（中略）当該添加物の物質名を表示する。 【削除】 一 加工助剤（略） 二 キャリーオーバー（略） （2. から4. 略）
-----	---

●食品表示基準別表第4

農産物漬物	添加物	【削除】
-------	-----	------

●食品表示基準別表第24

シアン化合物を含有する豆類	添加物	【削除】加工助剤及びキャリーオーバーを除き、（以下略）
---------------	-----	-----------------------------

他に、ジャム類、乾めん類、即席めん、マカロニ類、ハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、ベーコン類、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、ウスターソース類、乾燥スープ、食用植物油脂、マーガリン類、調理冷凍食品、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、果実飲料、豆乳類で同様の改正が必要

他に、「アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご」、食肉、鶏の殻付き卵、「切り身又はむき身にした魚介類、切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用のもの」、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類、生かきで同様の改正が必要

改正前

添加物	1. 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、（中略）当該添加物の物質名を表示する。 一 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。） 二 加工助剤（略） 三 キャリーオーバー（略） （2. から4. 略）
-----	---

農産物漬物	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
-------	-----	---

シアン化合物を含有する豆類	添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、（以下略）
---------------	-----	---